

議案第 74 号

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

鳩ヶ谷市を廃し、その区域を川口市に編入したことに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 14 条第 1 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて、議決を求める。

平成 23 年 11 月 28 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

彩の国さいたま人づくり広域連合を組織する地方公共団体の数が減少することについて協議したいので、地方自治法第 291 条の 11 の規定により、この案を提出するものである。